

平成21年5月15日
(9:00現在)

三重大学学生、教職員及び全ての関係者各位

新型インフルエンザ対策本部

本部長 内田 淳 正

帰国時自宅待機期間の変更について（至急連絡 第6報）

標記のことについて、5月7日付け通知（第5報）により、メキシコ、米国本土、カナダからの帰国者（渡航者）については帰国後10日間自宅待機、そのほかの発生国からの帰国者（渡航者）については4日間の自宅待機をして頂くようお願いしたところですが、5月13日付けの厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について」及び各国における新型インフルエンザ感染者の発生状況^(※)並びに今回の新型インフルエンザが弱毒性とみられること等を考慮し、対策本部にて検討の結果、帰国時の取り扱いを下記のとおりとします。なお、今後とも状況に応じて取り扱いを見直す場合がありますので、本学ホームページ等での情報に十分ご留意願います。

各部局におかれましては、学生・教職員への周知及び渡航調査について、引き続きよろしく願います。

記

1. メキシコ、米国本土、カナダからの帰国者（渡航者）について

厚生労働省が感染の蔓延している国と定めた（5月13日現在）、メキシコ、米国本土、カナダからの帰国者（渡航者）については、空港での検疫で問題がなくても、帰国した日から7日間（検疫法に定める健康監視の期間）自宅待機とする。また、毎日の健康状況を記録（様式HPに掲載）し、発熱（38℃以上）、せき等の症状があれば速やかに発熱相談センター窓口（別紙）へ必ず電話で相談し、感染症指定医療機関での受診などの指示を受けること。

また、発熱相談センターへの相談後は、本学連絡先（別紙）へも報告すること。

2. そのほかの発生国からの帰国者（渡航者）について

そのほかの発生国からの帰国者（渡航者）については、空港での検疫で問題がなければ、自宅待機の必要はないものとする。ただし、帰国した日から4日間の健康状況を記録（様式HPに掲載）し、発熱（38℃以上）、せき等の症状があれば自宅待機の上、速やかに発熱相談センター窓口（別紙）へ必ず電話で相談し、医療機関での受診などの指示を受けること。また、発熱相談センターへの相談後は、本学連絡先（別紙）へも報告すること。

3. 発生国以外の国からの帰国者（渡航者）について

発生国以外の国からの帰国者（渡航者）については、自宅待機の必要はないものとする。ただし、通常のインフルエンザ対策として、マスクの着用・手洗い・うがい等の予防策に努めてください。

(※) 5月13日6:00現在 34カ国 5,728人

(メキシコ、米国、カナダ、コスタリカ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、中国、香港、コロンビア、キューバ、デンマーク、エルサルバドル、フィンランド、フランス、韓国、ドイツ、グアテマラ、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、オランダ、スペイン、パナマ、ノルウエー、ポーランド、ポルトガル、ニュージーランド、スウェーデン、スイス、タイ、英国。)